

第40回田原本町地域公共交通活性化協議会議案書

第1号議案

会長職務代理者について

【説明】

田原本町地域公共交通活性化協議会設置規約第7条第1項には、「会長は、田原本町副町長をもって充てる」と規定されていますが、現在、田原本町副町長は空席となっています。そして、同条第4項には「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する」と規定されていますので、副会長である田原本町町長公室長が会長職務を代理することをご報告させていただきます。

【補足】

◎ 田原本町地域公共交通活性化協議会設置規約(抄)

(会長及び副会長)

第7条 会長は、田原本町副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第2号議案

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の事業評価(自己評価)について

【説明】

町で実施している通常タクシーの初乗り料金を助成する制度「タワラモトンタクシー利用料金助成事業」に係る国庫補助金については、国土交通大臣より令和4年9月28日に地域公共交通計画の認定を受けており、前回第39回協議会でご承認いただきました地域公共交通計画変更及び補助金交付申請を提出しました。

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受ける事業は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条第5項に基づき、協議会が事業の実施状況の確認、評価を行い、その結果を近畿運輸局に報告する必要があります。下記の評価対象期間について別添資料のとおり自己評価を行いましたので、近畿運輸局へ報告してよろしいか協議します。

なお、報告にあたり基本的な考え・方向性に影響のない軽微な変更等がある場合は、事務局に一任くださいますようお願いいたします。

【対象事業年度】令和5年度

【評価対象期間】令和4年10月1日～令和5年9月30日

【提出書類】

- ・ 事業評価実施細目様式 別添1
- ・ 事業評価実施細目様式 別添1-2
- ・ 事業評価シート(近畿様式)
- ・ 公共交通ネットワークのイメージ図

【補足】

◎地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(抄)

(協議会)

第3条

5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

◎地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

◇目的

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークに接続する路線または交通不便地域の移動確保を目的としたバス・デマンド(区域)交通・乗用タクシーの運行についての支援制度

◇補助対象事業者

活性化法法定協議会

◇補助率

1/2(市区町村から運賃低廉化の支援を受ける乗用タクシー事業に限り、上限100万円)

◇スケジュール

R4.10月～R5.9月 事業実施

R5.11月 補助金交付申請

R6. 1月 事業評価

R6. 2月 補助金交付決定及び額の確定

R6. 4月 交付